

Title	葉晨陽君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2025
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.98, No.8 (2025. 8) ,p.89- 100
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20250828-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

葉晨陽君学位請求論文審査報告

一 論文の構成

葉晨陽君より提出された学位請求論文「権力を行使されることから権力を行使することへ——ミシェル・フーコーのポジティブな権力論」の構成は、以下の通りである。

序 論 フーコーは冷笑するのか

一 問題提起

二 論文構成

第一章 ポジティブな権力論に向けて——フーコーとカンギレムとの関係をめぐって

一 序 論

二 カンギレムの問題構成——実証主義に対する批判

三 生命と社会における「規範」

四 フーコーの権力論におけるカンギレムの受容
(一) 規律権力をめぐって
五 フーコーの権力論におけるカンギレムの受容
(二) 生権力をめぐって
六 結 論

第二章 ポジティブな権力論に不可欠な補足としての霊性

一 序 論

二 霊性と権力論との関係の問題化

三 霊性の語り方

四 霊性という概念の狙い

五 結 論

第三章 価値の回帰——価値判断を下す者としての主体の浮上

一 序 論

二 価値の不在と希望なきデイストピア

三 主体の浮上と思考の再構成

四 結 論

第四章 主体と勇氣

一 序 論

二 真理と統治

三 主体論としてのオイディプス論

四 危険の必要性

五 政治的パレーシアから倫理的パレーシア——勇

気の前景化

六 結論——キュニコス派は冷笑しない

第五章 勇ましく自分を守るために——フーコーの法権

利について

一 序 論

二 権力論における法と規範との差異

三 系譜学、その相対化の可能性

四 古い法の不適切

五 新しい権利へ向けて

六 結 論

結 論

参考文献

二 内容の紹介

本論文は、二〇世紀を代表するフランスの哲学者・思想家ミシェル・フーコーの権力論についての研究である。フーコーの権力論はあまりにも有名であり、欧米においても日本においてもそれを主題化した先行研究は膨大な数にの

ぼる。そうしたなか、葉君は、副題が示唆するように、フーコーの権力論の「ポジティブな」側面に光を当てることにより、新たな解釈を導こうとしている。その解釈の妥当性・独創性および問題点については、三「評価」で説明する。なお、評価と内容の要約を完全に切り離すのは困難なため、ここではごく簡単に論文の要点を整理するにとどめ、評価の際に適宜それと関わる内容をより詳しく紹介する。

序論は第一節（問題提起）と第二節（論文構成）からなる。論文構成については一で触れているので、ここでは問題提起にのみ言及する。なお、各章には章題があり、序論にも「フーコーは冷笑するのか」というタイトルが付されている。これはレトリカル・クエスションであろう。というのも、フーコーは冷笑家では断じてなく、ニーチェ的な意味で「ポジティブな思想家」であるというのが葉君の主張だからである。そして、この「ポジティブな思想家フーコー」という捉え方こそが、本論文に通底しそれを導く「核心的な仮説」、つまるところ問題提起の核心となっている。さて、この「ポジティブ」が何を意味するかについては本論で詳説されるが、序論においては、「ポジティブな思想家フーコー」という解釈が、広く流布しているフーコー像への——つまり、批判・否定や因習破壊にもつぱ

ら従事するシニカルなポストモダニストという（特にハーバーマスとの論争のなかで形成された）イメージへの——アンチテーゼになっている点が強調される。葉君は七〇年代（中期）と八〇年代（後期）という二つの時期に展開された一見異なるフーコーの知的営為の関係性と連続性に着目することによって、価値創出の主体というポジティブな側面を浮き彫りにしようとするのである。

第一章（「ポジティブな権力論に向けて——フーコーとカンギレムとの関係をめぐって」）では、その章題が示すとおり、ジョルジュ・カンギレムとの影響関係の解明と比較を通じてフーコーの権力論のポジティブな側面が明らかにされる。章前半では「正常」「異常」「正常化」をめぐってカンギレムの考えが「規範」「規範性」「生物学的規範」「社会的規範」ひいては「技術」「権力」「価値」などの概念との関連で整理され、章後半ではフーコーがそれらをどのように批判的に継承していったかが説明される。その際、中心的に論じられるのは生政治論であり、構成要素としての（個人を対象とする）「規律権力」と（政治・社会や人口を対象とする）「生権力」である。

第二章（「ポジティブな権力論に不可欠な補足としての霊性」）では、フーコーが七〇年代の終わりにイラン革命

との関連で肯定的に語り、八〇年代の思索において再び重要な位置づけを与えることになった「霊性（spiritualité）」という概念が考察対象となる。葉君は、この概念を宗教に収斂しないものと解し、より広範な権力論および統治論との関連で論じる。その際、特に注目されるのが主体と真理の相互補完的な関係、意志の形成と主体の刷新、そして抵抗の可能性であり、これらが能動的な統治行為と結びつくことによって、章題にあるように、霊性は「ポジティブな権力論に不可欠な補足」になると結論する。これは中期フーコーの権力論から後期フーコーの倫理学・統治論への転換ならびに連続性を理解する上での鍵となる。

第三章（「価値の回帰——価値判断を下す者としての主体の浮上」）では、「権力行使＝統治」という解釈視座にもとづいて、権力論にまつわる「袋小路」からフーコーがいかに脱却を試みたかが明らかにされる。ここでいう「袋小路」とは、遍在する権力関係のなかで隷属化＝主体化される人間が能動性を失うというアポリアを意味するが、これをめぐる批判や誤解、特にハーバーマスによるそれを起点としつつ、葉君はポジティブな価値を認めるに至るフーコーの思想的軌跡を辿ろうとする。その際に再び注目されるのが霊性概念であり、それが意志と主体の形成に寄与し、

ひいては権力関係に及ぼす影響である。また、能動的にして判断能力を有する主体が権力論のなかに導入されることによって、抵抗も「権力行使の一種」としてポジティブなものとして捉えることが可能になると葉君は説明する。また、その延長線上で、「権力行使」と結びつく「導き・操行」という概念がポジティブな統治論・権力論の展開に大きく寄与したと述べられる。

第四章（「主体と勇氣」）の議論の基底にあるのも権力行使＝統治ないしポジティブな統治論・権力論だが、この章で中心的に論じられるのはフーコーが最晩年に重視した勇氣およびパレーシアであり、それらと主体や真理・知や権力・統治との関係性である。その際、特に権力行使と真理現出が主体において交差する点が強調されるが、このことはフーコーのオイディプス論の分析を通じて詳説される。

そのうえで、葉君は、真理現出に不可欠とされる勇氣について新たに考察し、勇氣が危険と表裏一体であると同時に、倫理的パレーシアと政治的パレーシアも不可分であることを示そうとする。なお、パレーシアとは「率直な態度に従い、真なるものしか言わないこと」であり、真理のための戦いであるがゆえに危険を伴い、勇氣を必要とし、ロブスとも説得とも教育法とも論争術とも区別される。

第五章（「勇ましく自分を守るために——フーコーの法権利について」）は、実質的に最終章にあたるが、ここではそれまでの議論を踏まえつつ、フーコーの考える「法権利 (pouvoir)」もまた、ポジティブなものとして——つまり、権力行使の一形式として——捉えることが可能であると主張される。葉君は、フーコーの系譜学における法と規範、主権権力と生権力との関係性を明確化することによって、法・主権権力に対するフーコーの批判的言説は法・主権権力の否定を意味するのではなく、それに相応しい位置づけと評価を与える試みであると説く。そしてその延長線上にフーコーの「新しい権利」——「反規律的だが同時に主権の原理から解放された権利」——が構想されるという。この「新しい権利」は、主体化＝隷属化とは異なるものであり、個人の権力行使とパレーシアに裏打ちされる、自己を守るために行動する主体の可能性と結びつくポジティブなものであるとされる。

本論文は「結論」によって締めくくられるが、その四頁程度の文章ではそれまでに展開された主要な論点が再確認される。

三 評 価

本論文の意義・評価すべき点、および今後の研究においても改善を求めたい点は以下のとおりである。

はじめに、論文全体のテーマが有する特徴について指摘する。ミシェル・フーコーの思想が取り上げられる際、これまで、権力についての研究（中期）と、自己とパレーシアについての研究（後期）は、多くの場合別々に論じられてきた。さらに、権力と近代の統治性についての研究（中期）が社会思想や政治思想のなかでしばしば取り上げられる一方、自己への配慮や真理とパレーシアについての研究（後期）は、フランス哲学の研究者には注目されたものの、その政治思想としての意義については注目されることが少なく、はつきりしないままであった。フーコー自身がパレーシアの政治的性格を強調し、トゥキユデデスの『歴史』、プラトンの『国家』や『法律』、アリストテレスの『政治学』、ポリュビオスの『歴史』など政治思想史上の名高いテキストを解釈しながら自身のパレーシア論を展開したにもかかわらず、これらの議論は従来の政治思想研究の中で、不十分にしか扱われてこなかったといえる。

葉君の博士論文は、一九七〇年代にフーコーが主眼的に取り上げた権力と近代の統治についての研究（中期）と、

それ以降の一九八〇年代に入ってからテーマ化された古代から近代にまたがる自己への配慮と哲学的真理といった研究（後期）とを架橋するものとなっている。その点で、これまで統一的に論じられることが少なく、つながりも判然としなかった二つの時期のフーコー思想について、それを全体として、権力論の展開として捉えることを狙っている。言い換えるなら、一見すると取り扱う時代も着眼点も異質に見える両時期の研究を、「規範」「靈性」「主体」「パレーシア」「勇氣」「法権利」といったキーワードを軸にしないでいくという企てである。両時期の研究の関係について当のフーコーは、一九八〇年一月九日の講義のなかで「知・権力という概念」から「真理による統治という概念」への「移行」を宣言しつつも、しかし自らの問題提起の連続性を否定せず、むしろ「知と権力という二つの用語」に「肯定的な内容を与えていく」と述べていた。この展開をいかに解釈するかは、フーコー研究者にとってきわめて重要な課題であった。

こうした試み自体の意義について先に述べておく。本論文の各章で取り上げられる上記のキーワードは、フーコーの思想を掴む上で適切なものである。「規範」（第一章）「法権利」（第五章）は中期フーコーのキーワードであるが、

これらがその後の思想でどのような位置を獲得する、あるいは意味をずらしていくかは、中期と後期をつなぐ上で注目に値する。「靈性」(第二章)「主体」(第三章)「パレーシア」(勇氣)(第四章)は、後期フーコーのキーワードだが、これらが規範や法権利といった概念とどのように関係するのを見ていくことは、真理を語る者(パレーシアスト)としての哲学者について思考する後期フーコーが、それ以前の彼自身の思想をどのように引き受けたかを考える上で非常に有効である。そしてこうした試みは、これまでのフーコー研究では十分になされてきたとはいえず、この点に葉君の論文テーマの独自性を見とることができる。

つづいて、章ごとに本論文の特徴を見ていくことにする。第一章では、カンギレムとの関係を中心に、フーコーに与った規範について扱っている。この章で葉君は、カンギレムとフーコーの「規範 norme」「正常 normal」とその派生語の意味内容を対比することを通じて、フーコーがその思想における「価値」の問題を、規範という概念に頼ることなく扱うことを余儀なくされた経緯を辿っていく。規律権力および生権力という馴染み深い論点について、フーコーのポジティブな権力論にカンギレムが与えた影響が丁寧に分析されることで、かえってフーコーとカンギレムの

無視できない相違点が浮かび上がる叙述になっている。

フーコーの思想形成におけるカンギレムからの影響については、フーコー自身が強調していたこともあり、これまでもしばしば指摘されてきた。フーコーおよびカンギレムの規範概念、正常概念について、その用法の類似性や影響関係を主題とする論文・著書も多数ある。そのなかで葉君の議論の独自性は、カンギレムにおける「生命自体が持つ規範」という、ある種の生命主義的な規範の概念の内実を検討し、フーコーはそうした生命観・規範観を持たなかったことを明確にした点にある。また、そのことによってフーコーが、健康を生命の回復力や自己を維持する可能性の幅と関連づけて理解するカンギレムのような形で、「あるべき自己」や健康という理想を示すことができない点を指摘した点にある。

それによって、フーコーが集団の数値化・統計化によって始めて姿を現す規範である「正常化」を批判する際の準拠点を探して、権力から統治へ、服従する主体から価値を生み出す主体(自己)へと研究の重点を移していくという経緯を、改めて辿りなおすことに成功している。

第二章では、「靈性 spiritualité」という概念の射程の広さを検証するため、一九七九年のイラン革命をめぐる、

革命側（蜂起側）に肩入れしたフーコーと、彼をイスラームの安易な賛美者として批判した人々との論争を取り上げている。それを手がかりにして、フーコーという霊性が宗教と排他的に結びつくものではなく、蜂起や反乱などの政治社会運動において広く見られる、蜂起者たちの主体性の変容の経験に関わっていることを示す。ここで葉君は、フーコーの霊性概念をイラン革命に関する発言に限定することなく辿り直すことで、その根本に、真理の問題と統治の問題を結びつける「意志」の問題があることを明らかにし、その上でこれを権力論と接合する。意志を形成するという霊性の実践的な性格こそが単なる反応にとどまらない能動的な抵抗というヴィジョンを可能にするという解釈により、フーコーの権力論の中で「霊性」が果たすきわめて重要な役割が明らかにされている。

フーコーのイラン革命への関わりについての言及は、革命の道行きがはつきりしないうちに早々とイスラームへの賛同を示し、後にホメイニ体制による聖職者独裁が明らかに becoming につれて以前の発言を修正していた点が、あげつらわれ批判されて終わることが多い。しかし葉君は、この時事的ともいえる出来事を、フーコーの宗教的霊性とより広い霊性への態度が明確になるきっかけ、とりわけ霊性の

政治的側面をクローズアップするようになる契機として捉えている。そのことによって、しばしば生涯の一エピソード、しかも失敗した時事問題への関わりとして片づけられるイラン革命をめぐる議論を、霊性という八〇年代以降（後期）の思索において不可欠な概念についての思索を深めていくきっかけであったことが、説得的に示されている。

第三章は、後期フーコーの思想における「主体」の回帰を扱っている。フーコーの思想の中で最も有名なのはおそらく一九七〇年代の『監獄の誕生』を中心とする時期であろう。そのため、フーコーにとっての主体とは、君主に從う「臣民」であり、また隷従化 *assujettissement* される＝主体化される *assujettir*、つまり権力に対して受け身の存在であるという理解が流布してきたと思われる。もちろん、後期フーコーの思想を特徴づける「主体」についても様々に論じられてきたが、それ以前の権力論の延長線上でいうよりは、むしろ「統治」という新たな枠組みのなかで扱われ、フーコーの思想がどれほど連続的といえるのかに関しては不明瞭なままであった。

だが実際には、権力を徹底して関係概念として捉えることを通じて、フーコーは主体を作り出す側と主体化される側との関係の流動性と、権力が作動するそもそもの条件を

再考するようになっていった。フーコーにとって権力は、定義上、主体化される側による働きかけ、あるいは自ら意志し行為する能動性を前提としてしか作用できないのだ。ここから一九七〇年代末に、統治という概念が相互行為の位相で把握されるようになり、それを通じて主体概念も再検討の対象となっていく。葉君はこの過程を丁寧を追うことで、自ら意志し現実を作りかえ、新しい価値を見出す主体としての *subject* をフーコーが発見していく様子を捉えている。

ここで興味深いのは、権力と抵抗とがどこまでいつても終わることなき闘争を繰り返すか、そうでなければ全面支配の袋小路に行き着くかしかないとして批判されたフーコーの権力論が、権力の関係論的把握を徹底することによって、価値に対して別の仕方に関わる主体を再発見することになる点である。このようにして、権力に対する「抵抗」、「操行 *conduite*」に対する「反・操行 *contre-conduite*」といった、「対抗」「反」という受動的な用語でしか捉えられてこなかった権力に相對する実践が、主体によって選取られる価値を持った行為として捉え返されることになるという指摘は、非常に重要なものである。

第四章では、「パレーシア」と「勇氣」という、市民が

他の市民に対して、また導きの対象である弟子や共同体における支配者に対して、「真理を語る」際に何が必要とされるのかについてのフーコーの思索が検討される。フーコーのパレーシアは、ソクラテスやディオゲネス、そしてオイディプス王の神話の検討によってその内実が示されていることもあり、舞台となる政治共同体との緊張関係を念頭に置かずには論じることが難しい。

だがこれまで、フーコーのパレーシアはその政治的文脈からしばしば切り離され、古代ギリシア人が重視した態度や倫理として、フーコーがなぜこの概念を取り上げたのかが曖昧なままに、その一般的な内容が説明されてきた。葉君は政治思想あるいは統治と主体の思想家としてのフーコーに注目しているのが、政治体や支配者との関係でパレーシアがもたらす政治的・倫理的な危険についてのフーコーの着眼に十分な注意を払っている。勇氣という契機の重要性も、この「自らの生を危険に晒す」という側面がなければ、理解できないものになってしまう。そのためこの章は、パレーシアの概念上の整理やフーコーがいわんとしたこと

の紹介として、これまでの研究に比して視野が広く、政治思想研究としても優れたものとなっている。

とりわけ葉君は、フーコーによって繰り返す分析・解釈

されたソポクレス『オイディプス王』をめぐる議論を取り上げ、一九七二年講演「オイディプスの知」での解釈と一九七九—一九八〇年度講義『生者たちの統治』での解釈を比較検討することを通じて、後者において決定的な仕方方で登場した「主体化」の問題こそがフーコーが「勇気」を論じるための突破口となったことを、説得的に叙述し得ている。フーコーの『オイディプス王』解釈の変化については、オイディプスが自らのテクネーとする「ヘウリスケイン（発見）」やオイディプスがスフィンクスの謎を解く際に用いた「グノーメー（意見・判断）」の位置付けの変化などをめぐって先行研究の蓄積があるが、葉君はそれを踏まえた上で、「主体の介入」による言葉と権力の断裂、正義と不正義の区別こそ、ポジティブな権力行使の可能性を生み出すのだと主張する。以上の叙述においては、緻密なテクスト解釈と大きな理論的枠組みとを結びつける葉君の学問的能力が遺憾なく発揮されていると評価できる。最晩年のパレーシア論を権力論の観点から、「権力を行使する勇気」として解釈する試みにも、大いに独自性が認められる。

第五章は一転して、「法権利」という中期に展開された概念に戻って、それを再検討している。「法権利」はフーコーにおいて、もはや古いものとなった中世的な権力行使

の形態として捉えられているとされることが多かった。葉君は、こうした理解に基づいた、フーコーの法権利の捉え方が狭すぎるという批判への反論を試みている。そして、フーコーのこの語の使い方のうちに、新しい権力を積極的に提示し、それに基づいて規範に対して「否」をいう一つの拠点となる可能性を見出している。その手掛かりとされるのが一九七五—一九七六年度講義『社会は防衛しなければならない』のなかでフーコーが言及した「新しい法権利」であり、同講義のなかではほとんど説明されないその内実を、葉君は前章のパレーシア論を踏まえた上で詳らかにしようとする。それは、真理を語り、権力を行使する主体として自らを構成し、権力行使のゲームに関与するなかで生み出される、特殊な権利のことであり、その一端は人権に関する晩年のフーコーの肯定的な言及のなかにも現れている。以上の「新しい法権利」をめぐる考察は、公刊著作や講義録にとどまらない、残された膨大なテクスト群と格闘したからこそなし得た、フーコー研究に対する重要な貢献といえよう。

以上が、中期と後期をつなぎ、権力から統治への展開、そして自らを主体として定立することで可能になる、パレーシアへの勇気を明らかにし、他方で規範への対抗のため

に、ある種の法権利に依拠するという葉君の試みの評価すべき点である。

だが、この試みが全面的に成功しているとはいえない部分もある。以下ではそれについて指摘する。

はじめに、中期思想の中心となる権力についての議論を支えた規範概念の検討と、規範以前からある権力形態とされてきた法権利概念の再検討の間に、霊性、主体、パレーシア、勇気という後期思想の主要概念の検討が差しはさまれるという本論文の構成についてである。この構成によって、論文全体としての主張あるいはストーリーが不明瞭になったように思われる。むしろ概念が出現した時系列に沿って、規範と法権利を先に論じ、その後霊性、主体、パレーシアと勇気の順に論文を構成した方が議論のアウトラインがすっきりしたのではないか。

このことと関係して、論文の着地点が必ずしも明確ではないという難点がある。パレーシアについての分析は詳細かつ俯瞰的で高く評価できるのだが、たとえばそれがフーコーにとって規範や法権利、さらには霊性の問題とどうつながっているのか、権力への抵抗ではなく意志を持った主体による価値の選択や創造といったテーマとどう結びつくのか、これらのことが現在の構成でははっきりしない。お

そらくこのような不明瞭さは、フーコー自身の死により、パレーシアについての分析がそれほど明示的な仕方では法権利の問題と結びつけないまま終わってしまったことに起因するのであろう。しかしながら、最晩年のフーコーが断片的なまま残さざるを得なかった議論に含まれる豊かな可能性を、テキスト解釈を通じて露にすることが本論文の目的であったのだから、なおさら葉君自身による、より積極的に詳細な説明が求められるのではないだろうか。もっともそれでもやはり、フーコーが講義のなかで様々なテキストの解釈を通じて論じたパレーシアの問題を、主としてフーコーが同時代の出来事について語った時事的なテキストに登場する「新しい法権利」についての議論と果たしてどこまで整合的に解釈可能なのか、疑問は残る。

また、第二章で中心的に論じられた霊性概念が第四章のパレーシア論において重要な位置づけを与えられながらも、その説明は簡潔に過ぎ、十分にロジックおよび他のキーワードとの関係性が示されていない。

いずれにしても、諸概念の時系列的展開を意識しつつこれらの関係性を明確化し、古代を取り上げる部分で時折言及される、近代の「批判」や啓蒙の位置づけなどにももう少し立ち入ることで、古代ギリシアのパレーシアを近現代

の哲学者の政治的な振る舞いへとつなげていくことができるのではないか。こうした工夫があれば、もう少し結論あるいは着地点が明確になったと思われる。

このように論文全体のストーリーを明確化する上で重要な、一つのキーワードについても指摘しておく。それは「ポジティブ」という語である。ヨーロッパにおけるこの語のニュアンスの複雑さについては、日本語ではなかなか理解も説明も難しい。だが、葉君自身も随所で指摘しているように、フーコーにとってポジティブとは、権力の生産性や単なる抑圧ではない、何かの効果を実際に生み出すことを意味する。あるいは「幸福なポジティビスト」という場合には、コントの意味での「実証主義者」のニュアンスがある。だが、ネガティブに対立する、倫理的・道徳的に「何かいいもの」、あるいはポジティブシンキングのような物事を「いいように、肯定的に」考えるといった意味では用いられていない。

本論文でもその点に十分注意が払われる箇所もあり、それについて丁寧な説明が数箇所なされている。だが他方で、別の文脈では日本語のポジティブ＝「肯定的」というニュアンスに引っ張られた用例が見受けられる。たとえば、フーコーの権力論は単に権力を否定したのではなく、人と

人との関わりのなかで、自ら権力の生産・再生産を特定の倫理に従って引き受ける主体を描いているという、「肯定的」＝ポジティブな権力論であるという意味で用いられている場合がある。

このように現状では混同が見られる、フーコーにおけるポジティブの用例と、葉君自身がフーコーの権力論に見出したいと考えるポジティブな要素とを整理し切り分けることができれば、論文全体の流れや構成の分かりにくさ、また結論の不明瞭さもある程度克服されるのではないかと思われる。確かに葉君は、中期フーコーの権力論に見られる、一切の抵抗可能性を奪いかねないネガティブさと表裏一体の、単なる「技術的」な意味での「ポジティブ」と、それにとどまることなく「価値の生産」に関わる「ポジティブ」とを区別することで、後者にこそ真にポジティブなフーコーの権力論があると主張する。しかしながら、この二つの異なる「ポジティブ」を同じ言葉で説明することができるのか、両者の関係をいかに説明するのかについて、議論が十分に明瞭ではないように思われる。

以上のように問題や課題は残るものの、それらは全体としての本論文の価値をいささかも損なうものではない。本

論文は何よりも、これまで政治思想とフランス哲学でバラバラに論じられてきたフーコー像を架橋し、そこから新たなフーコーの姿を描き出すという点で、独自性と優れたメッセージ性を有している。また、引用文献についても注意が払われており、インタビューや短い文章も含めて丁寧に読み考えた上で用いている痕跡を、論文の随所にうかがうことができる。

したがって、審査員一同は、葉晨陽君の本論文を博士(法学)(慶應義塾大学)の学位を授与するにふさわしいと判断し、その旨をここに報告する次第である。

二〇二四年一〇月一八日

主査	慶應義塾大学法学部教授	堤林 剣
法学 研究 科 委員		
副査	慶應義塾大学法学部専任講師	長野 晃
副査	明治大学政治経済学部教授	重田 園江

岡部克哉君学位請求論文審査報告

岡部克哉君により提出された博士学位請求論文「第一次世界大戦前の日露協調」は、日露戦争後から第一次世界大戦勃発前までの例外的に協調関係にあったとされる日露関係に関して、協約の成立過程や関係の実態を、主に日露の各種資料を用いて解明した研究である。本論文は、序論、本編六章、結論および文献目録を合わせて三五二頁からなる。その多くについては、岡部君が『スラヴ研究』『日本歴史』『ロシア史研究』『法学政治学論究』などの内外の査読誌に発表した論文を土台にしている。なお、本論文の審査にあたって、審査員と岡部君との間でコメントや疑問点に関して意見交換が行われたことを付言しておく。

論文の構成

本論文の構成は以下のとおりである。

序 論